

なるほど  
法律NAVI

連載企画

# 交通事故に関する損害賠償請求について

## 第5弾 『損害賠償額の基準』

■交通事故により、傷害を負った場合には、まず治療費の請求ができます。多くの場合、加害者側の保険会社が病院に直接支払っているケースが多いのですが、医師がこれ以上治療の必要がないと判断した場合には、以後、原則として治療費は請求できません。

現実問題としては、むち打ちなどのケースでは、長くても半年間を目途に保険会社が治療費の打ち切りを伝えてくる人が多いです。未だに症状が悪化し続けており、治療を継続したい場合には、医師や弁護士に相談してください。

また、通院交通費についても全額賠償されますが、タクシー代等については、保険会社との協議が必要です。

■多くのケースにおいて問題となるのが、休業損害と、入通院慰謝料です。

一通りの治療を終えた場合、加害者側の保険会社から賠償額が提示されますが、休業損害については、自賠責の基準である1日あたり5700円、さらに入通院慰謝料についても、1日につき4200円で算定しているケースが多くみられます。また、休業損害については、治療期間の後半部分を減額し、低い賠償基準で提示をしてくることもあります。

しかし、弁護士が保険会社に請求する場合には、休業損害に関して言えば、実際の収入額に応じた金額を、適正な期間分請求することになりますし、入通院の慰謝料についても、裁判基準に基づいて、自賠責よりも高い金額を請求することになりますので、損害に見合った賠償を受け取ることが可能です。

■付添看護費用なども、弁護士が請求しなければ、保険会社から提示しないケースも見られます。

保険会社の対応や提示額に不満がある場合には、弁護士等の専門家に一度相談してみましょう。

■次回は、後遺障害が残ってしまった場合の賠償についてお話しします。



弁護士法人あすか  
弁護士 今田健太郎

事前にお電話でご予約ください。

**ASUKA Law Firm** ☎ (082) 493-7100 <http://asuka88.jp/>  
〒739-0015 東広島市西条栄町10-27 栄町ビル5階

【主な取扱業務】債務整理・一般民事・相続・交通事故・企業法務・経営再建等  
【所属弁護士】福田浩・今田健太郎・上相裕章・谷脇裕子

弁護士法人 **あすか**